

松阪市地域交流型一般デイサービス事業（地域介護予防活動支援事業）実施要綱

平成 28 年 10 月 27 日

告示第 301 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、過疎地等において閉じこもりがちな高齢者に対して日常動作訓練や教養・スポーツ活動などを通じた日中の居場所づくりとして介護予防に資する集いの場を提供することにより、要介護状態への進行又は状態の悪化を防止するため、介護予防・日常生活支援総合事業における地域介護予防活動支援事業「地域交流型一般デイサービス事業」（以下「事業」という。）を実施し、当該事業の実施その他必要な手続に関する事項について定めるものとする。

（実施主体）

第 2 条 事業の実施主体は、松阪市とする。ただし、市長は、当該事業の実施をデイサービスセンターの運営を行う社会福祉法人等に委託することができる。

（対象者）

第 3 条 事業を利用することができる者は、市内に在住するおおむね 65 歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者とする。ただし、共生型社会を推進するため地域の実情に応じて障がい者及び子どもの利用も認めるものとする。

（サービス提供地区等）

第 4 条 サービス提供事業及び事業実施地区は、別表第 1 のとおりとする。

（サービス内容）

第 5 条 事業において実施するサービスの内容は、次のとおりとする。利用は、週 1 回を上限とする。ただし、利用者の実態や必要性等を考慮し、事業所が受け入れ可能と認めた場合は週 2 回まで利用可能とする。

- (1) 教養講座
- (2) スポーツ活動
- (3) 創作活動
- (4) 日常動作訓練

（利用の開始）

第 6 条 事業の利用の開始に当たっては、サービスを希望する者がサービス提供事業者の職員とともに、国の基本チェックリストに準拠した松阪市が定める元気はつらつチェックシート（以下「チェックシート」という。）を用いたチェックを実施し、その結果票を市に提出しなければならない。ただし、要介護又は要支援の認定を持つ者は、チェックシートを用いたチェックを実施せずに事業を利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、障がい者及び子どもは、チェックシートを用いたチェックの実施を行わない。

（利用の継続）

第 7 条 複数の年度にわたってサービス利用を継続する者は、毎年度必ず 1 回以上チェックシートを用いたチェックを実施して自らの健康管理に努めるとともに、その結果票を市に提出しなければならない。

(利用の中止等)

第 8 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、この事業の利用を中止させることができる。

- (1) 利用者が第 3 条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 入院等の理由により、利用が不相当と認められるとき。

(費用の負担)

第 9 条 市長は、サービスの提供に係る費用として、別表第 2 に掲げる公費負担額をサービス提供事業者に支払うものとする。

2 利用者は、サービスの提供に係る費用として、別表第 2 に掲げる利用者負担額及びサービスの提供に伴う原材料費等の実費相当額をサービス提供事業者に支払うものとする。

(費用の請求等)

第 10 条 サービス提供事業者は、月ごとに利用者の利用状況一覧表を作成し、市長に報告しなければならない。

2 サービス提供事業者は、四半期ごとに市長に対して委託に係る費用の請求を行うものとする。

(関係機関との連携)

第 11 条 市長は、事業の実施に当たり、常にサービス提供事業者との連絡を密にするとともに、民生委員・児童委員、福祉施設等の関係機関と十分な連携を図るものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日松阪市告示第 88 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

事業名	事業実施地区
松阪市うきさと憩センター事業	宇気郷地区
松阪市ふれあいいいきサロン事業	嬉野地区
松阪市ふれんどデイサービス事業	飯南地区
松阪市サテライト型デイサービス事業	飯高地区

別表第 2 (第 9 条関係)

つどいの場費用負担表

区分	公費負担額	利用者負担額
利用料	実施規模等に基づく所要額 (ただし、予算の範囲内)	300 円 (日額)
一般入浴	—	300 円 (日額)
給食	—	実費相当額
その他	—	実費相当額